

6. 主な点検項目 (1) 平成27年度以降の取組み「平成28年度末時点の取組み状況」

②歳入確保

番号	項目名	担当部局・室	取組内容	実績（●は実施済、○は取組み中）
1	府有財産の活用と売却	財務部 財産活用課	・府民共通の財産として、今後の取組みを踏まえ、活用可能財産については積極的に売却・貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●活用可能な府有財産について、年4回の入札を実施するなど積極的な売却・貸付を進めた。 27年度当初予算億33億円 27年度最終予算：42億円 27年度決算：51億円 ○活用可能な府有財産について、年4回の入札を実施するなど積極的な売却・貸付を進める。 28年度当初予算：33億円 28年度最終予算：74億円 29年度当初予算：11億円
2	使用料・手数料の点検	財務部 財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・フルコスト（直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など）計算による原価を基本に、現行の料金水準の妥当性について、平成27年度中に一斉点検を行う。 ・これらの点検の内容、情勢の変化等を踏まえながら、料金水準の妥当性について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月から9月にかけて一斉点検を実施し、2施設の使用料について、料金改定を行った。（平成27年9月議会） ●手数料は、新規設定13件、料金改定44件を行った。（平成28年2月議会） ○使用料1件について、料金改定を予定。（平成29年2月議会）
3	府税収入の確保	財務部 税務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに、市町村との新たなパートナーシップなどの観点からも、市町村と共同で徴収する仕組みとして、大阪府域地方税徴収機構（仮称）を平成27年4月に設置し、徴収向上方策を推進する。 ・府が自ら徴収する税目について、課税調査を適宜行うなどして適正な課税を推進する。 	<p>【徴収向上方策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年4月1日より府内27市町と大阪府域地方税徴収機構を設置し、平成27年度3,844件（33.7億円）を引き継ぐ。 <p>【効果額実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度の大阪府分の増収（効果）額は、本税で2.6億円。他に延滞金等4千万円の収入を確保。また、機構全体では、本税11.4億円。他に延滞金等1.6億円の収入を確保。 ○平成28年度は、3,817件（32.7億円:前年比▲3%）を引き継ぎ、前年度以上の効果額を見込む。 <p>【適正課税の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度の適正課税の実施に係る収入見込み額について、目標である18億円に対し、3月末実績は37億円。 ○平成28年度の適正課税の実施に係る収入見込み額について、目標である10億円に対し、3月末実績（見込み）は28億円。

6. 主な点検項目 (1) 平成27年度以降の取組み「平成28年度末時点の取組み状況」

②歳入確保

番号	項目名	担当部局・室	取組内容	実績（●は実施済、○は取組み中）
4	債権管理	財務部 税務局	・「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき、適正な債権の回収及び整理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年8月に平成28年度債権回収・整理計画を策定・公表し、この計画に基づき、債権の回収及び整理に積極的に取り組んだ。 ●平成28年度に繰り越した滞納額は280億円（府税含む） ⇒回収・整理により59億円（府税を含む）の圧縮を目標 [28年度 計画] 目標額：回収4,549百万円／整理1,337百万円 ⇒進捗状況10月31日現在、31億円を圧縮 処理額：回収2,770百万円／整理336百万円
5	課税自主権の活用	財務部 税務局 環境農林水産部 みどり推進室 府民文化部 都市魅力創造局	・歳入確保に向けたさまざまな取組みの中で、課税自主権の活用を行う場合は、「受益と負担」や「税収の使途」を踏まえ、検討を行う。	<p>【森林環境税の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」を平成27年11月公布、平成28年4月1日施行 ・平成28年度～平成31年度の4年間 ・年額300円（個人府民税均等割に加算） <p>【宿泊税の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府宿泊税条例」を平成28年7月1日公布、平成29年1月施行 ・平成29年1月1日の宿泊から課税 ・1人1泊1万円以上の宿泊に対し3段階の税率(100円、200円、300円) <p>○課税対象施設の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月議会において、条例改正を行い、簡易宿所及び特区民泊を課税対象施設として追加。（総務大臣同意後、条例公布および施行予定） <p>【法人事業税・法人府民税に係る超過課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人府民税均等割に係る超過課税を実施 <p>○法人事業税及び法人府民税法人税割に係る超過課税について、平成29年10月末となっている期限を平成32年10月末までに延長予定（平成29年2月議会）</p>